
独立行政法人種苗管理センター法をここに公布する。

御 名 御 璽

平成十一年十二月二十二日

内閣総理大臣 小 淵 恵 三

法律第百八十四号

独立行政法人種苗管理センター法

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十三年一月六日から施行する。ただし、第十条第二項及び附則第七條から第九條までの規定は、同日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(植物防疫法の一部改正)

第七条 植物防疫法(昭和二十五年法律第百五十一号)の一部を次のように改正する。

第十六条中「左に」を「次に」に、「前四條」を「第十二條から前條まで」に改め、同條第二号中「国又は都道府県」を「都道府県又は独立行政法人種苗管理センター」に、「且つ、」を「かつ、農林水産大臣の定める基準に従つて」に改める。

内閣総理大臣 小 淵 恵三
大蔵大臣 宮 澤 喜一
農林水産大臣 玉 沢 徳 一 郎

独立行政法人国立公文書館等の設立に伴う関係
政令の整備等に関する政令をここに公布する。

御名 御璽

国事行為臨時代行人

平成十二年六月七日

内閣総理大臣 森 喜朗

政令第三百三十三号

独立行政法人国立公文書館等の設立に伴う

関係政令の整備等に関する政令

内閣は、独立行政法人の業務実施の円滑化等の
ための関係法律の整備等に関する法律（平成十一
年法律第二百二十号）及び関係法律の規定に基づ
き、この政令を制定する。

2 次に掲げる規定の施行期日は、平成十三年四
月一日とする。

十一 独立行政法人種苗管理センター法（平成
十一年法律第八十四号）附則第一条ただし
書に規定する規定

第一章 国立公文書館法の一部を改正する

法律等の施行期日

第一条

内閣総理大臣 森 喜朗
大蔵大臣 宮澤 喜一
文部大臣 中曾根弘文
厚生大臣 丹羽 雄哉
農林水産大臣 玉沢徳一郎
通商産業大臣臨時代理
国務大臣 中曾根弘文
運輸大臣 二階 俊博
郵政大臣 前島英三郎
労働大臣 牧野 隆守
建設大臣 中山 正暉
自治大臣 保利 耕輔